

許認可等の内容	督促手数料の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第4条		
担 当 課	税外収入金の各主管課	処分権者	市 長
設 定 日	平成8年4月1日		
処 分 基 準	<p>税外収入金について督促状を発した場合、1通につき100円の督促手数料を徴収する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成28年4月1日</p>		

許認可等の内容	延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第5条		
担 当 課	税外収入金の各主管課	処分権者	市 長
設 定 日	平成8年4月1日		
処 分 基 準	<p>2,000円以上の税外収入金を指定の納付期限までに完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納の金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）に条例に規定する割合を乗じて得た額を加算して徴収する。ただし、延滞金の額が1,000円未満であるときは、徴収しない。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成26年1月1日 変更日 平成28年4月1日</p>		

許認可等の内容	督促手数料の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第 20 条（鳥取市税条例第 14 条準用）		
担 当 課	収納推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>当該保険料について督促状を発した場合、1 通につき 100 円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。やむを得ない理由については、個別具体的な事実に基づき総合的に判断する。</p>			

許認可等の内容	延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市国民健康保険条例第 21 条第 1 項		
担 当 課	収納推進課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>2,000 円以上の保険料を納期限までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に本条項等に規定する割合をもって日割計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p>			
<p>変更日 平成 12 年 1 月 1 日</p> <p>変更日 平成 26 年 2 月 26 日</p>			